

高濃度 PCB 廃棄物に係る行政代執行に対する支援のあり方の検討について（主な検討事項）

1. 現状

- 平成 26 年 3 月現在、PCB 特措法に基づき都道府県市に届出がなされている高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品に係る状況は、表 1 のとおり。これらの高濃度 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理のために必要な措置は、排出事業者責任の観点から、その保管事業者が行うことが原則。

表 1 PCB 特措法に基づく届出状況

		トランス類	コンデンサ類	安定器
合計	A：保管量	5,772 台	112,161 台	4,606,250 個
	B：使用量	550 台	6,414 台	94,948 個
	C：届出量合計 (A+B)	6,322 台	118,575 台	4,701,198 個 ※9,967 トン

備考：

- 1) トランス類は、高濃度に区分された高圧トランス（ネオントランスを除く。）、リアクトル、放電コイル、計器用変成器、整流器、誘導電圧調整器、ラジエーター等が含まれる。
 - 2) コンデンサ類は、高濃度に区分された高圧コンデンサ、サージアブソーバー等が含まれる。
 - 3) 安定器は、高濃度に区分された安定器が含まれる。
 - 4) 低圧トランス及び低圧コンデンサのうち小型のもの、廃 PCB 等、感圧複写紙等上記以外の高濃度 PCB 廃棄物は本表には含まれていない。
 - 5) 安定器の届出重量は推計値（※印）。
- しかしながら、都道府県市への調査結果によると、排出事業者が不存在又は資力不足の場合等、PCB 廃棄物処理基本計画に定める処理期限内に適正に処理が行われないおそれがある高濃度 PCB 廃棄物が一定数存在。
- このため、行政代執行により対応する必要がある場合が生ずる。今般の PCB 特措法改正案では、都道府県市が高濃度 PCB 廃棄物の処分の代執行を円滑に行うことが可能となるよう、行政代執行に係る規定を新たに設けたところ。

2. 今後の主な検討事項

① 高濃度 PCB 廃棄物に係る行政代執行費用に対する支援の必要性

- 高濃度 PCB 廃棄物の処分は、排出事業者責任の観点から、その保管事業者が行うことが原則。このため、都道府県市による行政代執行に要する費用についても、保管事業者が負担することが原則。
- しかしながら、高濃度 PCB 使用機器の製造から 40 年以上が経過する中で、保管事業者の破産、死去、相続等により保管事業者が不明、保管事業者が資力不足等の事例等、排出事業者責任を徹底的に追求しても、行政代執行に要する費用を事業者から徴収することが困難と見込まれる事例も存在。
- このような場合、都道府県市がその処理費用の全てを負担することとするのは必ずしも適当ではなく、行政代執行を行った都道府県市に対する支援が必要ではないか。

※ 保管事業者が不明、破産等の事案に関し高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に要する費用については、試算内容を精査の上、改めて次回の検討会にて報告予定。

② 支援の仕組み

- 高濃度 PCB 廃棄物に係る行政代執行に要する費用に係る都道府県市の支援の仕組みとしては、あらかじめ支援に必要と考えられる金額を安定的に確保する観点から、基金を設けて支援を行うことが適当ではないか。

- この場合、（独）環境再生保全機構に現在置かれている「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金」の仕組みの活用を検討することが適当ではないか。なお、同基金については、PCB 廃棄物の速やかな処理を図ることを目的として設立されたものであるが、行政代執行に要する費用については支援対象とされておらず、基金に対する関係者からの拠出も当該費用に充てることは前提とされていないことから、検討に当たっては、改めてその仕組みの見直しの検討が必要ではないか。

（参考）ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金の概要（詳細は参考資料 2 参照）

- ・ 基金は、国と都道府県の出えんにより造成され（独立行政法人環境再生保全機構法第 16 条。平成 30 年度までに総額約 560 億円の造成を予定）、中小企業者等が要する高濃度 PCB 廃棄物の処理費用に対する支援を行っている。また、（財）電気絶縁物処理協会からの出えんにより（平成 13 年度に 4.8 億円の出えん）、PCB 廃棄物処理に際しての安全性の確保等の研修及び研究に係る費用等に対する支援を行っている。各々について勘定区分が設けられ、使途が定められている。
- ・ 一方、保管事業者が不明又は資力不足等により処分が滞っている高濃度 PCB 廃棄物の処分の行政代執行を都道府県市が行った場合に発生する費用については、基金の支援対象とはなっていない。

③ 費用負担の考え方

- 高濃度 PCB 廃棄物に係る行政代執行に要する費用については、都道府縣市だけに負担を求めるのではなく、基金を通じて国及び産業界による支援を検討することが適当ではないか。
- 国については、昭和 47 年に PCB の製造が中止されてから平成 13 年の PCB 特措法制定に至るまでの約 30 年にわたり、PCB の処理が進まなかったことに鑑み、都道府縣市に対する支援を検討することが適当ではないか。
- 産業界については、現行の PCB 特措法第 4 条及び第 15 条の規定並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の規定を踏まえ、PCB 製造者及び PCB 使用機器の製造者（PCB 製造者等）に対し、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要する PCB 及び PCB 含有製品を製造した者としての社会的責任に鑑み、応分の協力を求めることを検討することが適当ではないか（※）。

※ これらの事業者は現在は PCB 又は PCB 含有製品を製造していないこと、また、PCB 又は PCB 含有製品の製造当時はその製造が禁止されていなかったことから、PCB 製造者等には PCB 廃棄物の処分に関する法的責任はないことに留意することが必要ではないか。

- なお、関係者間の費用負担割合については、費用負担の考え方を整理した上で、改めて議論することが適当ではないか。

（参照条文等）

- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第 65 号）

（ポリ塩化ビフェニルを製造した者等の責務）

第四条 ポリ塩化ビフェニルを製造した者及びポリ塩化ビフェニルが使用されている製品を製造した者（以下「ポリ塩化ビフェニル製造者等」という。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理が円滑に推進されるよう、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

（協力の要請）

第十五条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル製造者等に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を円滑に推進するための資金の出えんその他の必要な協力を求めるよう努めるものとする。

○ ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（平成 26 年 6 月）

第 2 章第 6 節

2 製造者等のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への資金の出えんの協力

財団法人電気絶縁物処理協会の基本財産に出えんした製造者等により、特別措置法の趣旨に沿って、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金へ資金が拠出されているところである。

今後とも、国は、製造者等に対して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金への拠出について協力を要請していくこととする。製造者等は、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要するポリ塩化ビフェニル及び使用製品を製造した者としての社会的な責任に鑑み、国の要請を踏まえ資金の出えんについて協力することが求められる。

製造者等が基金に拠出した資金は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に際しての環境の状況の把握のための監視及び測定並びに安全性の評価並びに安全性の確保のための研修及び研究に係る費用、中間貯蔵・環境安全事業株式会社その他環境大臣の指定する処理主体において適正に処理するために必要となる高圧トランス・コンデンサ等及び安定器等・汚染物の保管に係る費用、その他ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置及び管理を推進するために地域住民の理解を増進することに資する事業に要する費用に充てることとし、もってポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を円滑に推進できるようにする。

3. 検討スケジュール（案）

本年夏までの報告書取りまとめを目指し、概ね1か月に1回程度開催する。

開催時期	検討会・検討内容
平成28年 3月	第1回検討会 ・主な検討課題 ・今後の進め方
4月	第2回検討会 ・支援の仕組みについて ・費用負担の考え方について
5月	第3回検討会 ・報告書骨子（案）について
6月	第4回検討会 ・報告書（案）について
6月 （予備）	第5回検討会 ・報告書（案）について（第4回の予備）